

川崎市川崎福祉事務所老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に規定する老人ホームへの入所措置を適正に行うため、川崎市川崎福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所措置の要否判定を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、老人ホームの新規入所措置の要否、及び被措置者の措置の変更又は継続に係わる判定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員会の構成は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 保健所支所長
- (3) 高齢・障害課長
- (4) 医師（保健所支所長兼務可）
- (5) 老人福祉施設長
- (6) その他福祉事務所長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、福祉事務所長をもってこれに充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、定期的を開催する。ただし、臨時に開催することもできる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、持ち回りで回議を行うことができる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 5 委員会は、委員の半数以上の同意がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、また、説明を求めることができる。

(判定)

第7条 委員会は、「老人ホームへの入所措置等の指針について」（平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）の「第5 老人ホームの入所措置の基準」に基づき、健康状態、環境の状況等について、総合的に判定を行うものとし、また在宅福祉サービスの利用状況等も勘案するものとする。

(緊急措置)

第8条 福祉事務所長は、緊急に入所措置を行う必要がある場合、または特別養護老人ホームへの、やむを得ない措置も場合においては、委員会に諮ることなく入所措置を行うことができる。この場合において、入所措置を行った後、すみやかに委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員はその任にあるときも、委員を辞した後も、審査票の内容や、その他職務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、高齢・障害課が担当するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。